

遺産共有と遺産の管理

— 最高裁第二小法廷平成25年11月29日判決 —

丸 山 茂

1 はじめに

共同相続が開始して遺産分割までの間の未分割遺産に対する共同相続人の地位、相続人の内部関係、相続財産と第三者の関係をどう処理するかは遺産管理の問題に密接に関わっている。遺産の管理について民法は、保存のための管理として、相続人廃除請求後(895条1項)、承認放棄の熟慮期間中(918条2項)、相続放棄後(940条)の場に相続人は自己のためにする同一の注意義務を持って遺産の管理をするべき旨が定められており、他方で遺産精算のための管理に関する規定として限定承認後(926条2項、936条1項・3項)、第一種・第二種財産分離請求後、相続人の不存在(952条、953条)、執行を要する遺言のあるとき(1010条、1012条、1013条)に家庭裁判所が遺産管理人あるいは遺言執行者の選任をすることができる¹と定めている。さらに遺産分割の申立があったときの保全処分(家事事件手続法105条、200条)、遺産の換価を命ずる審判を行う際の管理者の選任(家事事件手続法194条6項)¹についても定めがある。

ところが相続において最も多い単純承認の場合の遺産管理について民法には何ら規定がないので、相続開始から遺産分割までの遺産の管理につい

¹ 於保不二雄「遺産の管理」『家族法体系Ⅶ 相続(2)』有斐閣、昭和35年、96頁、野田愛子「共同相続財産の管理」民法の争点396頁、千藤洋三「共同相続人の遺産管理と管理費用」判タ688号293頁。

ては明確な基準がなく、これまでは遺産共有の性質論から管理の法的処理についての議論が展開されてきた。

本稿で取り上げる最高裁第二小法廷平成25年11月29日判決は、この遺産管理の問題について従来の判例とは異質とみられる判断を示し、遺産管理についての新たな方向性を示していると理解されるので、本稿では、この問題に関連する学説の具体的な検討はひとまずおき、最高裁の判例を概観したうえで、今回の最高裁判例の意義を明らかにするとともに、遺産管理のあり方についての方向性を確認しておくことにしたい。

2 最高裁第二小法廷平成25年11月29日判決

(1) 事実の概要

被相続人Aには、夫X2、長男X3と長女Y1、二男Y2がいる。X1は、X3を代表者とする合資会社で、本件の対象となった2筆の土地（以下各土地という）をX1が72分の30、X2が72分の39、Aが72分の3の割合で共有していた。

Aは、平成18年9月9日に死亡し、相続によって各土地のAの持分72分の3はX2、X3、Y1、Y2の遺産共有となった。各土地の合計は全部で240平方メートルであり、Aの持分に該当する本件土地の面積は10平方メートルにすぎない。

原告Xらは各土地上にマンション建設計画をたて、分割協議が不調に終わったので本件訴訟を提起し、被告Yらに本件土地の分割方法として、遺産共有状態にある持分をX1会社買い取り、全面的価額賠償額として本件土地の価額466万4660円をAの共同相続人であるX2~3、Y1~2に支払うとの主張をした。

他方で、被告が各土地の共有持分についてAの夫であるX2の持分72分の39のうち72分の18は、共働きの購入資金を捻出したものであるから、

A の遺産に属するとするとの主張をしたので、原告は各土地の 72 分の 3 が A の遺産であることの確認の訴えをした。この点は、夫婦財産制と相続との関係についての興味深い論点ではあるが遺産管理の問題において遺産確認の訴えの持つ意義については本稿では考察の対象としないことにする。

(2) 第一審判決

共有物分割について、第一審は本件土地の全体に占める割合が 72 分の 3 で 10.01 平方メートルに過ぎないから現物分割は不可能であるとした。他方で、A の持分について X1 に取得させ全面的価額賠償の方法による共有物分割をすべきであるとの原告の主張について、「原告ら主張の方法では、各相続人に賠償金が確定的に支払われてしまい、賠償金が遺産分割の対象として確保されず、共同相続人の有する遺産分割上の権利を害することになってしまうし、現時点では、他に賠償金を遺産分割の対象として確保する方法が存在しないのであるから、全面的価額賠償の方法による共有物分割が許される特段に事情があるということとはできない」として本件各土地について競売を命じその売得金のうち競売手続費用を除く 72 分の 30 を X1 に 72 分の 39 を X2 に交付するとした。72 分の 3 の分配方法には言及しなかった。

(3) 原審判決

原審は共有物分割についての最高裁平成 8 年 10 月 31 日第一小法廷判決を引用して、「共有物分割の申立てを受けた裁判所は、当該共有物の性質及び形状、共有関係の発生原因、共有者の数及び持分の割合、共有物の利用状況及び分割された場合の経済的価値、分割方法についての共有者の希望及びその合理性の有無等の事情を総合的に考慮し、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、その価格が適正に評価され、当該共有物を取得する者に支払能力があつて、他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公

平を害しないと認められる特段の事情が存するときは、共有物を共有者のうちの1人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法による分割をすることも許されるというべきである」としてAの持分であった72分の3について全面的価額賠償の方法を認め、加えて「Aの持分については、現在、一審原告X2、同X3及び一審被告Yらにおいて遺産共有の状態となっているが、Aの持分について全面的価格賠償による分割方法が採用された場合には、価格賠償による価格が共同相続人の共有とされた上で、その後に他のAの遺産とともに遺産分割に供されることになるから、全面的価格賠償による分割方法によっても共同相続人の遺産分割に関する利益は保護されているというべきである」とした。

(4) 最高裁判決

「共有物について、遺産分割前の遺産共有の状態にある共有持分（以下「遺産共有持分」といい、これを有する者を「遺産持分権者」という。）と他の共有持分とが併存する場合、共有者（遺産共有持分権者を含む。）が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上採るべき手続は民法258条に基づく共有物分割訴訟であり、共有物分割の判決によって遺産共有持分権者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消については同法907条に基づく遺産分割によるべきものと解するのが相当である²。

そうすると、遺産共有持分と他の共有持分とが併存する共有物について、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであるから、賠償金の支払を受けた遺産共有持分権者は、これをそ

² 最高裁50年11月7日第二小法廷判決・民集29巻10号1525頁参照。

の時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うというべきである。

そして、民法 258 条に基づく共有物分割訴訟は、その本質において非訟事件であって、法は、裁判所の適切な裁量権の行使により、共有者間の公平を保ちつつ、当該共有物の性質や共有状態の実情に適合した妥当な分割が実現されることを期したものと考えられることに照らすと、裁判所は、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させてその賠償金を遺産分割の対象とする価格賠償の方法による分割の判決をする場合には、その判決において、各遺産共有持分権者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定めた上で、遺産共有持分を取得する者に対し、各遺産共有持分権者にその保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払うことを命ずることができるものと解するのが相当である。」とした。

本件における遺産共有になる賠償金の分割方法について「A の共同相続人ら 4 名に 466 万 4660 円の 4 分の 1 ずつの額の支払を命ずるものと解するほかはない。原審は、理由中で A の共同相続人らに支払われる賠償金が遺産分割の対象となる旨を説示するものの、各相続人がこれをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うことを判決中に明記していない。また、A の共同相続人らの法定相続分によるのではなく、これとは異なる上記のような割合での賠償金の支払を命ずることを相当とする根拠についても何ら説示していない。しかしながら、原審は、共同相続人間の関係、紛争の実情等に鑑み、A の遺産分割がされるまでの間、対立する当事者の双方に単純に平等の割合で賠償金の保管をさせておくのが相当であるとの考慮に基づき、その趣旨で被上告会社にその割合に従った賠償金の支払を命じたものと解し得ないこともないのであり、結局、原審の判断にその裁量の範囲を逸脱した違法があるとまではいえない。」という判断を示した。

判旨で問題となっている論点は、①共有者の一人が死亡して相続が開始

した場合の共有関係の解消においてとるべき手続、②共有物分割の方法、③共有物分割によって遺産共有者に分与された部分の扱いについてである。

3 共有物分割と遺産共有

本件判旨の引用する最高裁昭和50年11月7日第二小法廷判決は、遺産共有にある不動産の共有持分権を共同相続人の一人が譲渡し、それを譲り受けた第三者が共有状態を解消する方法は、民法258条による共有物分割訴訟であり、分割によって第三者に分与された以外の残余部分については遺産分割の対象となるとしたものである。

これに対し本件の事案は、通常の共有状態にある共有者の一人が死亡して共有者の一部について共同相続が開始し、共有財産の一部が遺産共有になった事例であり、そもそも共有と遺産共有が併存するにいたる過程は最高裁50年判例とは事案を異にしている。本件判旨が、遺産共有と共有が併存するに至る過程の違いを顧慮するまでもなく遺産共有と共有との併存の外形的一致をとらえて、本件事案についても同様にまずは共有物分割を行い、遺産共有と共有とを共有物分割訴訟によって分離させるとする点は、本件では共有が先行する場合なので、この帰結は当然のことと思われる。

最高裁昭和50年の事例は、遺産共有が先行する事案であるため、遺産の包括的一体性、共同相続持分の譲渡可能性および909条の意義、譲渡が遺産分割に及ぼす影響をどう評価するかなど、従来の遺産共有に関する共有説の問題点について検討する余地があった³。本件は、共有者の一人が死亡して共有と遺産共有とが併存するに至った事例なので、共同相続人による共有持分の譲渡があったわけではなく、判例の立場である遺産共有に関する共有説を前提としても遺産共有持分の譲渡可能性の可否等を論じる必要

³ 丸山茂「共同相続における遺産の分割と共有物の分割」『民法基本論集 第VII巻家族法』法学書院、平成5年、255頁ならびにそこに挙げた文献参照。

性はない。遺産の包括的一体性についても共有物全体について考える必要はなく、共有者の一人の持分が遺産共有状態に至ったその部分についての包括的一体性が問題となるに過ぎない。

判旨は、その過程はどうかであれ共有と遺産共有が併存する場合においては、共有物分割手続をとるべきものとし、その場合に共有物の全面的価額賠償による分割を認め、遺産共有部分が分離されその部分について金銭賠償がなされた場合には賠償金については改めて遺産分割の対象となるとした。

4 共有物分割の方法

昭和62年4月22日の森林法分割制限規定違憲判決のなかで最高裁は、共有物分割の方法について、①共有物の性質・形状・位置又は分割後の管理・利用の便等を考慮すべきであるから、共有者の取得する現物の価格に過不足を来す事態の生じることは避け難いところであり、このような場合には、持分の価格以上の現物を取得する共有者に当該超過分の対価を支払わせ、過不足の調整をすることも現物分割の一態様として許されるものというべきである。②分割の対象となる共有物が多数の不動産である場合には、これらの不動産が外形上一団とみられるときはもとより、数か所に分かれて存在するときでも、右不動産を一括して分割の対象とし、分割後のそれぞれの部分を各共有者の単独所有とすることも、現物分割の方法として許され、このような場合に、過不足が生じるときは、右の過不足の調整をすることが許される。③また、共有者が多数である場合、その中のただ一人でも分割請求をするときは、直ちにその全部の共有関係が解消されるものと解すべきではなく、当該請求者に対してのみ持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残すことも許されるものと解すべきである、という。このように最高裁は、現物分割の態様として現物分割の結

果過不足が生じる場合は対価による調整を認め、さらに複数の不動産を分割するときには各不動産に持分が現実化するのではなく、持分価額に応じた個別の不動産を取得することを認め、また一部の共有者が分割請求をした場合にはそのものの持分価額についてのみ一部分割をすることを認めた。

共有物分割について、共有財産の現状や当事者の意思を尊重して現物分割か価格分割かの二分法ではなく総合的な配慮のもとに分割し、価額賠償の方法によって調整をするという判例の立場は、最高裁平成8年10月31日の三つの判例によって一層鮮明にされている。

そのなかで最高裁は、①当該共有物の性質及び形状、②共有関係の発生原因、③共有者の数及び持分の割合、④共有物の利用状況及び分割された場合の経済的価値、⑤分割方法 についての共有者の希望及びその合理性の有無等の事情を総合的に考慮し、当該共有物を共有者のうち特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、⑥その価格が適正に評価され、⑦当該共有物を取得する者に支払能力があって、⑧他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公平を害しないと認められる「特段の事情」が存するときは、共有物を共有者のうちの一人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法、すなわち全面的価格賠償の方法による分割をすることも許されるものというべきであるとして、共有物分割の方法として現物分割ではなく全面的価額賠償の方法をとることを認め、形式的形成訴訟である共有物分割訴訟の非訟事件的性格を、法文の制約を超えて「特段の事情」がある場合に柔軟に実現しようとしている。

共有物分割の方法について、本件第一審は最高裁判決の法理を前提としつつ、本件では最高裁のいう「特段の事情」はみられないとした。第一審は、全面的価額賠償をしても賠償金は各相続人に確定的に支払われてしまい賠償金を遺産分割の対象として確保する方法がないのであるから、全面的価額賠償による共有物分割は相続人の遺産分割の権利を侵害するので全面的価額賠償をすべき「特段の事情」は見られないというのである。金銭

債権は当然に分割され、遺産分割の対象とならないとの従来の判例に忠実な態度を第一審はとったのである。

これに対して、原審は遺産共有部分について全面的価額賠償をしても、賠償金は共同相続人の共有とされ遺産分割の対象になるから相続人の遺産分割の権利を害するものではないとし、最高裁も「遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであるから、賠償金の支払を受けた遺産共有持分権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うというべきである。」として、賠償金を受けたものは確定的に取得するものではなく賠償金は遺産分割の対象になるといい、さらに共同相続人は遺産分割がされるまでこれを「保管する義務」を負うので、共同相続人の遺産分割の権利を害するものではなく「特段の事情」があるとしたものと思われる。

賠償金を共同相続人が取得してもそれは遺産分割のために留保された財産であり遺産分割対象性を失わず、相続人は遺産分割までそれを保管するに過ぎないとの論理は、遺産分割のために権利帰属をいったん保留するものであり、可分の権利は当然に分割されるとしてきたこれまでの判例との整合性が検討されなければならない。

5 遺産共有

共同相続の開始から遺産分割までの未分割状態の遺産に対して共同相続人がどのような権利義務を持つのかということは相続人間にとっても、第三者にとっても重要な関心事である。相続開始から遺産分割に至るまでに一定の期間が経過するときには、未分割遺産をめぐる法律関係を合理的に処理する必要性は大きい。未分割状態にある共同相続関係について民法は898条で「共有」と規定するにすぎず、その具体的内容を明らかにしてな

いことから、遺産共有をめぐる「共有」か「合有」かの議論が争われてきたことは周知の事実である。

合有論、共有論の主張は論者によってそれぞれの主張の中に多様なニュアンスの違いをもって主張された⁴が、それぞれの立場を典型的にいえば次のようになる。

合有論は、相続人は相続財産を構成する個々の財産に具体的な持分を持たず、潜在的な持分を遺産全体に対して持つに過ぎないので遺産分割前に持分の処分はできない、また債権債務も合有的に帰属するので当然には分割されず遺産分割の対象となるとする。遺産分割は、共同相続人の持つ潜在的持分を遺産を構成するそれぞれの財産に具体化する手続であるのでそれゆえ宣言的効果を持つ。このような立場が前提としているのは、未分割遺産は遺産分割に向けられた暫定的存在であり、権利義務関係を複雑化しないためにも遺産は包括的一体性を持つべきだとの考え方である。したがって、戦後の民法改正によって909条但し書きが新設されたのは、本来処分はあり得ないけれども第三者保護のための規定であると見る。

共有論は、未分割状態の相続財産に対する共同相続人の権利義務は、民法249条以下の「共有」と同じであるとみて、相続財産を構成する個々の財産に対して各相続人は具体的な持分を有し、未分割状態においても自己の持分を第三者に譲渡でき、可分の債権債務は当然に分割され、遺産分割は共同相続人がそれぞれに持つ具体的な持分を交換し合う移転的効果を持つとみる。それゆえ共有説にとっては新設の909条但し書きは当然のことを規定したに過ぎないということになる。

しかし、現在では共有論と合有論との対立は、具体的な共同相続関係の法的処理について必ずしも有効でない⁵とされ、遺産の包括的一体性にどこ

⁴ 品川孝次「遺産『共有』の法的構成—共有論と合有論の対立をめぐる—」北大法学会論集11巻、昭和36年、199頁以下参照。

⁵ 前掲・品川「遺産『共有』の法的構成—共有論と合有論の対立をめぐる—」178頁、品川孝次「遺産分割と共有物分割との関係」川井健偏『民法Ⅲ〔親族・相続〕判例と学説4』日本評論社、285頁。有地亨「共同相続関係の法的構造」

まで配慮するか、それぞれの典型的な所有論が遺産共有に対して適用された場合にどのような特殊性をおび、具体的、妥当な解決はもたらされるかに関心がよせられ、未分割状態の遺産について生じる個々の問題についての検討に比重が置かれている。

判例は、「相続財産の共有は、民法改正の前後を通じ、民法249条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではない」（最判昭和30年5月31日）として共有説の立場を鮮明にして以来、共有説から導かれる結論を比較的純粋な形で貫いてきた。これによって遺産共有の帰属形態によって結論を導こうとする態度が定着し、遺産共有の共有的帰属論から権利義務関係を処理していく姿勢は、現在においても基本的には一貫して保たれている。

判例は、相続人は共同相続財産に個別的持分を持つことを前提として遺産を構成する特定不動産の共有持分を譲渡できるとし（前掲最判昭和50年11月7日）、可分の債権（最判昭和29年4月8日）、可分の債務（最判昭和34年6月19日、大審院決定昭和5年12月4日）は遺産分割を待たず当然に分割承継されるとし共同相続人の法定相続分を前提に可分債権債務の法理を適用し、債権債務を遺産分割の対象から除外している。

他方で、判例は共同相続人間で遺産分割協議が整わないときに共有物分割手続によって分割ができるかについて「家庭裁判所が審判によってこれを定めるべきものであり、通常裁判所が判決手続をするべきものではない」（最判昭和62年9月4日）といい、遺産共有が共有であるとしても共同相続人間では遺産分割手続をとるべきだとして、遺産全体の公平、合理的な分割すなわち遺産分割の総合性を実現すべきだとする。したがって、遺産を構成する財産の一つを共有持分があるとして共同相続人が共有物分割訴訟を提起することは、一部分割の合意があるときは別にしても、できないということになる。

また、判例は遺産分割の前提問題として遺産確認の訴えを認め、この訴えによって「共有持分の割合は問題にせず、端的に当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求め」「その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、・・・遺産分割審判の手續において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず」合理的な紛争の解決を図ることができるとしている（最判昭和61年3月13日）。さらにこのような判断が共有論と矛盾しないといながらも判旨は、共有と遺産共有とは分割方法が異なっていることからわかるように「所有権取得の効力も異なるように制度上の差異がある」と断言した。ここにおいて判例は、遺産共有が通常の共有とは異なるものであって、遺産分割に向けられた暫定的で包括的一体性を持つ財産であることを暗黙裏に承認し、遺産が遺産分割という目的のために合目的的に処理をしなければならないことを認めたのである。

さらに最高裁は、被相続人が生前買い受けた土地の所有権確認を共同相続人の一人である被相続人の妻が請求し、その訴えを棄却する判決が確定したとしても、敗訴した相続人である妻が当該土地につき遺産確認の訴えを提起する利益のあることを認めた（最判平成9年3月14日）。遺産確認の訴えが当該土地が遺産であることを合一確定するものなので、所有権の確認請求は否定されたとしても、妻は相続人として相続分を持つ以上、遺産分割に参加する権利があるから原告適格を認められるとした。相続分をもつ者は、遺産共有部分について分割の結果によっては権利を取得する可能性も残されている。それゆえ、第一審によれば、前訴では所有権にもとづく移転登記請求が否定されたにすぎないのであって、その既判力は相続によって取得した共有持分権に基づく共同相続人としての持分には及ばないとしたのである。

最近に至って判例は、遺産共有が遺産分割に向けられた過渡的・暫定的なものであることに目を向け、遺産の包括的一体性を承認して、未分割状

態の権利義務関係について遺産分割へ向けられた目的財産としての性質をもつことを次第に重視しつつある。

遺産共有にある不動産の共同相続人による利用関係について、共有持分が12分の1の過半数に満たない遺産である家屋に居住する相続人に対して、他の共同相続人が建物明け渡し請求をした事例で判例は、少数持分権者であっても自己の共有持分権によって共有物の使用収益をする権利を有するから他の共同相続人による明け渡し請求はできないとした（最判昭和41年5月19日）。また、共同相続人が相続開始前から被相続人と同居をしてきた場合には、「遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は、引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推認されるのであって、被相続人が死亡した場合は、この時から少なくとも遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり、右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借契約関係が存続することになる」（最判平成8年12月17日）として遺産分割までの居住関係を固定して、遺産分割までの現況の維持を求めた⁶。これらの判例は、遺産である家屋の居住状態をどうするかは遺産管理の問題であるから、共有論に立てば多数決によって決められることになるが、判例はそれを否定して、共有権の性質あるいは使用貸借契約の推認に仮託しながら、遺産が遺産分割によって共同相続人間で公平で妥当な処理がなされるよう求めたものである。

このように、判例は遺産が遺産分割に向けられた合目的な財産であることの性質を強調するようになっているが、他方では共有論に立って遺産共有関係の解消を求め依然として伝統的な共有論をもって対処する姿勢が失われているわけではない。

高裁の事例ではあるが、共同相続人の一人によって株式が譲渡され、それが善意取得されたために他の共同相続人が損害賠償金を取得するに至っ

⁶ この問題に対する判例を検討する最近のものとして吉井啓子「遺産管理における家族法的側面と財産法的側面」法時83巻1号、平成23年、33頁。

た事例で、判例は株式を譲渡した相続人に対する損害賠償金は金銭債権なので当然に分割されるとした（福岡高裁那覇支部判決平成13年4月26日）。また、相続人全員の合意で遺産である不動産の売却が行われた場合の売却代金について判例は、共同相続人はそれぞれの持分に応じて代金債権を分割取得する（最判昭和52年9月19日）として、共有論をつらぬいて売却代金は分割債権となり遺産分割対象財産とはならないとしている。

これに対して本件では、共有者の一人が死亡しその持分について共同相続関係が生じたときに共有関係の解消の方法として全面的価額賠償を認め、遺産共有部分は賠償金という形で可分債権化した。判旨は、最判昭和50年11月7日の共有と遺産共有とが併存した場合の分割方法は共有物分割手続であって、その結果遺産共有に残された部分については改めて遺産分割の対象となるという法理を再確認するだけで、賠償金である金銭債権について共有説の帰結である賠償金債権は当然分割され遺産分割の対象とはならないとの法理を承継しなかったのである。原告が（被上诉人）全面的価額賠償を求めたところ、裁判所はこれを認め、遺産共有部分が賠償金請求権という可分の金銭債権に転嫁したにもかかわらず、本件遺産共有部分は共有物分割の残余部分であり遺産分割の対象となるから当然に分割されることはなく遺産分割のために保管すべき財産であることしたのである。この点において、本判決は、金銭債権は法定相続分に応じて当然に分割されるとするこれまでの判例の立場とは異なって、可分の債権も法定相続分に応じて対外的にも当然には分割されないとした点で先例的意義をもつものとみることができる。

6 遺産の管理

本件判旨は、①本件のような経緯で価額賠償がなされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定され

るべきものであるから、賠償金の支払を受けた遺産共有持分権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。②その保管義務の範囲について、原判決の主文は、「被上告会社は、被上告人 X2、被上告人 X3 及び上告人らに対し、466 万 4660 円を支払え。」と言うに過ぎないけれども、最高裁はこれを「A の共同相続人ら 4 名に 466 万 4660 円の 4 分の 1 ずつの額の支払を命ずるものと解するほかはない」として「頭割り」での保管を認め、その理由として「遺産分割がされるまでの間、対立する当事者の双方に単純に平等の割合で賠償金の保管をさせておくのが相当であるとの考慮に基づく」ことをあげている。

つまり、対立する遺産分割当事者間での遺産の保管義務は法定相続分に応じて履行されるのではなく、遺産共有者の頭割りによって履行されるのが共同相続人間の関係、紛争の実情に鑑みるともっとも適切であるとしたのである。判旨は、本件紛争の実情が頭割りの保管を適切であるとの判断を導く要素について示すところはないが、紛争状態にある場合にはとりあえず頭数での保管をすべきだとの趣旨を明らかにした。

従来、未分割遺産の管理は、未分割遺産の共有論・合有論に関係なく民法上の共有は目的財産もしくは特別財産としての全一的管理に服さざるをえないこと、つまり自ずから管理関係を内包するので共有の規定が適用されると考えられてきた⁷。それゆえ、保存行為は各共有者が単独で、通常の管理行為は相続人の持分に応じた多数決で、目的物の処分・変更は全員一致で行うとされている。しかし、具体的事実関係の中で問題となる行為が保存行為なのか通常の管理行為なのかその区別は必ずしも容易ではない⁸。

本件判旨は、賠償金の保管が保存行為か管理行為かを明示していない。保存行為ならば従来の見解では各相続人が単独で遺産共有財産全体につい

⁷ 前掲・於保「共同相続における遺産の管理」97頁、品川孝次「遺産『共有』の法律関係」『遺産分割の研究』判例タイムズ社、昭和48年、31頁。

⁸ この点について前掲・品川「遺産『共有』の法律関係」32頁、千藤洋三「共同相続人の遺産管理と管理費用」判タ688号294頁以下。

て保存行為をすることができるし、管理行為であるならば法定相続分に応じた多数決で保管をするのであるから、相続人の頭数で割った額を相続人がそれぞれ保管するという判例の考え方はこの場合にも該当しない。

その意味で本件判例は、遺産の管理について、共有もしくは合有という権利帰属関係から離れて遺産の管理を規律することを目指したもので、遺産共有が公平かつ合理的な遺産分割に向けられた目的財産であることから導かれる適切な管理行為を具体的事情に即して選択すべきものとしたものと理解できるであろう。

7 結びにかえて

本件によって明らかにされたところを要約すると、判旨は①共有者の一人に相続が開始して共有と遺産共有が併存するに至った場合にも、遺産共有者の一人が共有持分を譲渡したことによって併存するに至った場合と同様に、分割方法は共有物分割方法による、②共有物分割の方法として全面的価額賠償によることができ、遺産共有部分について全面的価額賠償による分割が行われ、遺産共有部分が賠償金という可分の金銭債権になったとしてもその債権は共同相続人間に法定相続分に応じて当然には分割されない、③全面的価額賠償によって遺産共有者に分与される賠償金は紛争の実情に応じて頭数で保管されるとし、可分な金銭債権を対外的に主張する場合であっても法定相続分によらないことがある、との判断を示した。

遺産共有は遺産分割が民法 906 条の趣旨にしたがって総合分割主義によって公平かつ合理的に行われるための一時的、暫定的なものであり、相続人の権利も特別受益、寄与分の計算を通して具体的相続分が遺産分割手続の中で明らかになっていくのであり、浮動的なものに過ぎない。にもかかわらず、遺産共有の対外的処理は法定相続分にしたがって行われてきた。これは遺産が未分割状態にあっても持分の処分ができるとの民法の立場か

ら第三者を保護するには定型的、画一的処理をする必要があるとの要請があるためだと考えられている。しかしながら相続関係と権利義務関係を持つに至る第三者は、その財産が遺産としての管理状態にあるのを知っているのが通常であるから⁹、必ずしも法定相続分によって画一的に保護する必要はないので、むしろ遺産管理を合理的に行い遺産分割の総合分割主義を現実的に実質化する要請が強いといえる。本件では、実際は遺産共有者も共有者も相続関係者であったことからとくにこの要請は強く働いたものと思われる。しかし、本件事案の遺産共有の対外関係が実質的には相続関係人間だけのものであったことをだけを強調するのは正しくない。本件判旨は、遺産の管理について遺産共有の暫定的性質から導かれる一般的な論理を示したものと理解するのが妥当である。

遺産管理の「問題は、観念的な理念型である合有形態ないし共有形態より管理方式を演繹的に導くことではなく、遺産分割などの共同相続人間の人的関係の実態に適合した管理方式を確立することである」¹⁰との所論は正鵠を得ている。於保不二雄は、所有形態と管理方式は別の問題で、管理概念は財産の主體的帰属によって所有と契約を結合させることができない時に生じる観念であって、財産を中心に観念されるものだとしている¹¹。私も、未分割遺産の合目的な自律性を基礎において財産を中心とする管理概念を念頭に置いて、遺産管理は所有形態とは別個に考察すべきことを主張して、フランスのセージュヌ概念をとおして共同相続関係の構造の分析を試みた¹²ことがある。怠慢のゆえ問題関心を深化させることはできないが、本判例によって遺産共有状態にある遺産が遺産分割に向けられた合目的財産であることを直視し、適切な管理方法を紛争の実態に応じ

⁹ 谷口知平「遺産分割と共有物分割との関係」ジュリスト昭和50年度重要判例解説、昭和51年、71頁。

¹⁰ 高木多喜男「共同相続人による遺産管理と相続回復請求権」『不動産法の研究』成文堂、昭和56年、138頁。

¹¹ 於保不二雄『財産管理権序説』有信堂、昭和29年、21頁。

¹² 丸山茂「共同相続財産の包括性に関する一考察」九大法学42号、昭和56年、163頁。

て確立すべきだとする判例の方向が示されたものと理解したい。